

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	出産・育児	①出産育児一時金 ②出産育児一時金直接支払制度	<p>★ ①国民健康保険に加入している方が出産をされた場合、産科医療補償制度に加入している分娩機関であれば42万円、未加入の分娩機関での出産は40万4千円が支給されます。死産や流産等でも支給対象になる場合があります。</p> <p>②出産育児一時金直接支払制度とは、世帯主と分娩機関が合意文書を交わすことにより、出産された後に世帯主に支給する出産育児一時金を、出産費用として市が直接分娩機関に支払う制度です。出産時にまとめた現金を準備するという負担が軽減され、また、市役所の窓口での申請も必要ありません。支給決定額は、産科医療補償制度加入分娩機関で出産した場合が42万円、未加入分娩機関での出産であれば40万4千円になります。 ただし、出産費用がそれぞれの支給決定額を超えた場合、その超過分は本人様の負担となりますが、支給決定額を下回った場合は、市役所の窓口で申請いただければその差額分が世帯主に支給されます。</p> <p>国民健康保険に加入している期間に産まれた方。 ※ただし、出産日の6ヶ月前が他の健康保険の被保険者で、加入期間が1年以上あり、その健康保険から出産育児一時金が支給される方は除きます。この場合は加入していた健康保険での手続きになります。</p>
霧島市	出産・育児	特定不妊治療費助成事業	<p>★ 医療保険対象外の不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けているご夫婦へ、不妊治療費の一部を助成します。この助成金は鹿児島県の助成金(1回15万円、初年度年3回、2年度年2回、10回まで)に上乗せで1年度当り15万円を限度に通算5年間助成します。 (対象者・要件) ①.特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であること ②.夫婦ともに霧島市に1年以上居住していること ③.夫及び妻の前年(1～5月までの申請については、前々年)の所得の合計額が730万円未満であること。 ※所得とは、総所得金額と分離課税所得の合計から所得控除額を差し引いた額のことを指します。 ④.市営住宅の住宅料、保育料及び市税の納期到来分に未納のない夫婦であること。</p>
霧島市	出産・育児	子ども医療費助成事業	<p>★ 中学校修了(15歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもの健康の保持と健やかな育成を図ることを目的として医療費の助成を行います。 (助成額) ○未就学児:保険診療による自己負担額を全額。 ○小中学生:保険診療による自己負担額の合計額から一人月額2,000円を差し引いた額。ただし、市町村民税非課税世帯に限り全額助成。 (平成26年4月診療分から適用)</p>
霧島市	出産・育児	ファミリー・サポートセンター事業	<p>★ 子育てのお手伝いをして欲しい方と子育てのお手伝いをしたい方が、お互い会員となって有償ボランティアで助け合い(相互援助活動)を行います。 センターで行われる援助は、あくまでも単発的、一時的なものであり、軽易かつ短期的、補助的なものです。 原則として、長時間にわたる援助活動は行いません。</p> <p>1.保育所(園)や幼稚園での保育開始前や終了後に子どもを預かる。 2.保育所(園)や幼稚園までの送迎。 3.学童保育(児童クラブ)終了後や学校の放課後に子どもを預かる。 4.子どもが軽い病気の時に子どもを預かる。 5.買い物など外出の際に子どもを預かる。 6.冠婚葬祭又は学校行事の際に子どもを預かる。 ※ 活動は、原則として「提供会員」の自宅で行います。 ※ 早朝、夜間にわたることもありますが、原則として子どもの宿泊は行いません。</p>